

◎佐賀県条例第35号

佐賀県発電用施設周辺地域振興基金条例及び佐賀県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例の一部を改正する条例
 (佐賀県発電用施設周辺地域振興基金条例の一部改正)

第1条 佐賀県発電用施設周辺地域振興基金条例(昭和56年佐賀県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(積立て) 第2条 基金として積み立てる額は、 <u>電源立地地域対策交付金交付規則(平成19年文部科学省・経済産業省告示第2号)に基づき、</u> 県に交付される交付金のうち予算で定める額とする。	(積立て) 第2条 基金として積み立てる額は、県に交付される <u>電源立地地域対策のための交付金のうち</u> 予算で定める額とする。

(佐賀県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例の一部改正)

第2条 佐賀県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例(昭和57年佐賀県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(積立て) 第2条 基金として積み立てる額は、 <u>電源立地地域対策交付金交付規則(平成19年文部科学省・経済産業省告示第2号)に基づき</u> 県に交付される交付金のうち予算で定める額とする。 (繰替運用) 第7条 略 (補則)	(積立て) 第2条 基金として積み立てる額は、県に交付される <u>電源立地地域対策のための交付金のうち</u> 予算で定める額とする。 (繰替運用) 第7条 略 (処分) 第8条 知事は、 <u>事業地域における企業立地の促進を図るための措置に要する費用に充てるため、基金の一部を処分することができる。</u> (補則)

改正前	改正後
<u>第8条</u> 略	<u>第9条</u> 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。